

1 議事日程(第1号)

(令和4年第3回久山町議会5月臨時会)

令和4年5月27日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて

(4久山町専決第1号) (町長提出)

日程第4 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

(4久山町専決第2号) (町長提出)

日程第5 議案第24号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(4久山町条例第10号) (町長提出)

日程第6 議案第25号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

(4久山町条例第11号) (町長提出)

日程第7 議案第26号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(4久山町条例第12号) (町長提出)

日程第8 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて

(4久山町専決第1号)

日程第9 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

(4久山町専決第2号)

日程第10 議案第24号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(4久山町条例第10号)

日程第11 議案第25号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

(4久山町条例第11号)

日程第12 議案第26号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(4久山町条例第12号)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 阿部文俊

2番 久芳正司

3番 阿部哲

4番 本田光

5番 末松裕

6番 阿部恒久

7番 山野久生

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

4番 本田 光

5番 末松 裕

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長 西村 勝

副町長 佐伯 久雄

教育長 安部 正俊

経営デザイン課長 中原 三千代

会計管理者 佐々木 信一

上下水道課長 久芳 義則

福祉課長 稲永 みき

都市整備課長 大嶋 昌広

税務課長 川上 克彦

総務課長 久芳 浩二

町民生活課長 井上 英貴

産業振興課長 横山 正利

教育課長 江上 智恵

健康課長 亀井 玲子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 小森 政彦

議会事務局書記 城戸 貞人

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から、令和4年第3回久山町議会5月臨時会を開会します。

本日全員出席であります。よって議会は成立いたします。

まず初めに、5月臨時会開会に当たり、町長よりご挨拶あいさつをお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） それではマスクを外させていただきます。

皆さま、おはようございます。本日ここに、久山町議会5月臨時会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新緑のまぶしい季節となりましたが、ここ数日は気温が高く、初夏を感じる日が続いております。今年の梅雨入りは、例年より早くなると予測されています。そのため、豪雨による災害対策および避難所の安全確認などに努め、住民の皆さまの生命、財産、生活を守るために、より一層気を引き締めて対応してまいる所存です。

さて、発生から3年目となる新型コロナウイルス感染症の現状としましては、3回目のワクチン接種を実施しながら、60歳以上の方々と、18歳以上で、基礎疾患を有する方を対象とした、4回目のワクチン接種の準備が始まっています。全国の感染者数については、5月24日現在、3万2,382人、前週から減少傾向となっており、福岡県の病床使用率は約20%台を維持しております。本町においても、約67%の方々が、3回目のワクチン接種を完了しており、5月の連休以降は、小中学校の学級閉鎖などは発生しておりません。

そのような状況から、少しずつではありますが、人々が集まるイベント等の開催が始まり、テレビのニュースでは、3年ぶりに、という言葉をよく耳にするようになりました。本町でも先週末、久山中学校において、保護者の人数制限を設けない体育会が開催されました。コロナ前と同様とまでには至りませんが、今年のスローガン、「flower～みんなで花を咲かせよう～」にふさわしい素晴らしい体育会でした。コロナに負けず、生徒たちが今やれることを一生懸命に取り組む姿は、会場に訪れた多くの大人たちにも、勇気そして感動を与えてくれました。まだまだ続く新型コロナウイルス感染症や、不安定な世界情勢の影響により、これから私たちの暮らしは、さまざまな課題に直面していくことが予測されておりますが、過去の先人たちも、このような幾多の壁にぶつかり、乗り越え、現在があります。私たちも困難に負けず、今こそ強い心をもって、未来への道を切り開いていきたいと願うばかりです。今後も、国の経済対策等を活用しながら、ウィズコロナの時代に即した取り組みをスピーディーに展開し、久山町の将来を描いていく所存です。引き続き、町

議会の皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて今回、臨時会に提案します案件は、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する一部を改正する条例についてなど全5議案でございます。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会においてご説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（只松秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、4番本田光議員および5番末松裕議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（只松秀喜君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第22号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） ご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が、令和4年4月1日から施行されることに伴い、久山町税条例（昭和32年久山町条例第19号）等の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認をお願いするものでございます。

改正の主な概要は、固定資産税については、令和4年度に限り、商業地等の税額上昇を従来の半分に抑える措置がされたこと。住民税については、住宅ローン控除の制度の延長等でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第23号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第23号専決処分の承認を求めることについてのご説明をさせていただきます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等が令和4年4月1日から施行されることに伴い、久山町国民健康保険税条例（昭和37年久山町条例第8号）の一部を改正する必要が生じ、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるところでございます。

主な改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の変更および後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の変更等でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第24号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第24号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第24号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

本案は、令和3年8月10日付けの人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第18号）が施行されたことに伴い、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年久山町条例第7号）の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

主な改正内容は、特別給である、いわゆるボーナスについて、現行の3.35月分から0.10月分を引き下げ、3.25月分に改定するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第25号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第25号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第25号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和3年8月10日付けの人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第18号）が施行されたことに伴い、久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和44年久山町条例第24号）の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

主な改正内容は、特別給である、いわゆるボーナスについて、現行の3.35月分から0.10月分を引き下げ、3.25月分に改定するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第26号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第26号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第26号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和3年8月10日付けの人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第17号）が施行されたことに伴い、久山町職員の給与に関する条例（昭和48年久山町条例第16号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

主な改正内容は、特別給である、いわゆるボーナスについて、民間の支給割合との均衡を図るため、民間の支給状況を踏まえ、現行の4.45月分から0.15月分を引き下げ、4.30月分と改定するものでございます。あわせて、再任用職員については、1.45月分から0.10月分を引き下げ、1.35月分と改定するものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開時間は改めてお知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時42分

再開 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第22号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

本田議員。

○議長（只松秀喜君） 反対ですか賛成ですか。

（4番本田光君「反対で」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 議案第22号専決処分の承認を求めることについて、久山町税条例等の一部を改正する条例について、反対討論を行います。2022年度地方税法等の改正は、2月22日衆議院を通過し、3月22日参議院本会議で可決成立しました。この件は、政府が閣議決定した2022年度税制改革大綱の内容を法案化し、この法律の施行は2022年4月1日としたものであります。新型コロナウイルス感染拡大や、国民生活、久山町内においても、一層厳しい状況で、貧困と格差が拡大しております。本法は、2021年に行った固定資産税の据え置き措置を取り払い、国民にとっては増税となり、岸田政権の目玉政策としていた賃上げ促進税制として、法人事業税の控除を行うとしています。このやり方は、2013年度から導入されておりますけれども、賃上げ効果は上がっていません。新型コロナ、ウクライナ侵略だけではありません。異次元の金融緩和による異常円安は大きな原因で、アベノミクスが招いた大失政であります。コロナ禍、また経済不況の中、国民の生活を支え、貧困と格差の是正に定めるものになっておりません。従って、久山町税条例等の一部を改正する条例、専決処分の承認を求める議案第22号に反対討論といたします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第22号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第23号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第23号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第24号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第24号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第24号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第25号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第25号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第25号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第26号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第26号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

本田議員。

○4番（本田 光君） 議案第26号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてということで、今回の場合は期末手当と、いうふうになっておりますけれども、何を言いたいかと言いますと、先ほど委員会等あたりでも言いましたけれども、1番この職員の中で最高額、今度は減るのが、8万近くっていうふうに、答弁されております。しかし、最低はどのぐらいかということを知りたいと聞いてみましたがまだそこまで調べていませんと。しか

し、僕は久山町の役場っていう関係で、町職員という関係は、この町の中心地で、やはり町民のよりどころ、センターになるわけですね。ここがやはりこのしっかりとされているという状況をどう仕上げていくかという観点から、そういう場合に、やっぱりこの、今まで僕は見た関係からしますと、コロナ禍関係等含んで相当苦勞、努力されてるといのは評価したいと思います。だからむしろ、人事院勧告だということで、今回減額という、本来だったら、職員の方たちの、給料等あたりは引き上げてもいいんじゃないかと。町内に、公務員は良いというような見方の方もいらっしゃるけれどもですね、それは偏見な見方じゃなかろうかと。ですから、これからただ人事院勧告イコール、やはりこの民間に波及していくという観点から見たらですね、既に民間の経営者は、それは大変な状況というのはわかります。で、そうした関係を含めて、町長どういうふうにお考えになってるんでしょうか。お尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質疑ありがとうございます。

確かにこういうコロナ禍の中で、職員はすごくいろんな面で頑張っていたいただいて町民サービスを低下しないように、いろんなところでそれぞれが役割を果たしてくれて、私もすごく感謝致しております。ただ一方で、このコロナ、私のご挨拶あいさつもさせていただきましたが、まず、世界情勢の問題、いろんな問題で、あの未曾有のそういう危機を、今、私たちは迎えてるという状況になってるという場合、まずはその国全体、社会全体が改善していくというのがやっぱり最低必要なことだろうと思っております。その件に対して、そこが改善されるようになったときに、初めて国の人事院勧告にしても、民間企業さんにしても、収入等が上がっていけば、そういうところが改善されていくと思っております。その際は、職員にもしっかり、地方公務員というのも、サービス、給与等も、元に戻していただくと、そういうことは私も期待しているところであります。ただ、この日本全体で見た場合、賃金が上がらない、給与が上がらないというのは実は公務員だけじゃなくて、社会全体の、今大きな問題としていろんなところで取り上げられていますので、その辺は国政の方でしっかり議論をいただきたいなと私の方も、働きかけはいろんなところでしていきたいなと、問題提起をしていきたいと思っております。ただそういうことで今回の場合は止むを得ないというふうに判断いたしております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今町長が答弁されたように、今の行政関係も当然あるというふうに考えます。けどこの情勢がまだ変わってくるという状況が明るい見通しになってくるとま

た変わってくるんじゃないかというふうには思いますけども、やはりこの公務員の在り方、そして同時に、本当にこのセンター的な役割を果たす、国家公務員も地方公務員を含めて。人事院だということで、イコール、見習うということじゃなくても、やはり今後しっかりと頑張っていたいただきたいということで、再度また町長の答弁を求めます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

こういう情勢等も踏まえて、そういう国の動向についてしっかり対応していきながら、ただ1番大事なのはもう職員もよくわかってると思います。そういう状況で自分の状況というのがありますが、まずは住民サービスを落とさないということに対しては、しっかり今後も続けていくと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） よろしいですか。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 私は今2件、ちょっともうこの議案に対してちょっと疑問を呈したというような形で態度をとらせてもらったんですが、今の町長のお話で、若干ちょっと腑に落ちた部分がございます。それでまたちょっと、残りの議案、またちょっと考えてたその賛否、これをまた考え直そうというような気持ちになっております。今の、質問された議員と重複しますが今後じゃあまず、今、状況はよくないけれども、また変わってくる。そのためにまた、一生懸命やっていくと、そういった、町長のお考えということで受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そのようにご理解いただいて結構と思います。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） わかりました。今2点、私も、この提案とはちょっと、必ずしもちょっと賛成できない、そして、疑問があるというようなそういった思いでございましたけれども、ちょっと今の答弁でまた考えも、改めて投票行動、この賛否の行動に移したいと思ひます。本来でしたら私が疑問を持って質問しておけばよかったんですけども、ちょっとまた、今の答弁を参考にさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第26号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第3回久山町議会5月臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時3分